

投票所に行くことが難しい方は

入院・出張・出産等の理由により市外に一時的に滞在しているなど、投票所まで出かけることが難しい場合、次の方法により不在者投票ができます

【注意点】投票用紙等の請求・交付など、手続きは郵送により行うため日数を要します。
 手続きはお早めをお願いします。

○出張・出産等で市外に滞在している場合

選挙管理委員会から投票用紙の交付を受けることにより、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。投票用紙の請求書はご連絡により郵送するほか、会津若松市ホームページからダウンロードできます。
 ※マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した不在者投票宣誓書兼請求書の電子申請については、右の二次元バーコードからご確認ください。



○病院、老人ホーム等に入所している場合

次の指定施設に入院(入所)している人で投票所に行けない人は、施設内で投票できますので、その施設まで申し出てください。市外の病院等に入院(入所)している場合は、直接施設にお尋ねください。

種 別	施 設 名
病 院	穴澤病院、竹田綜合病院、芦ノ牧温泉病院、会津中央病院、つるが松窪病院、会津西病院、会津医療センター附属病院
介護老人保健施設	ライフケア鶴賀、エミネンス芦ノ牧、美野里、悠悠、ライフサポート寧寧、介護医療院さくら、 天生
特別養護老人ホーム	会津みどりホーム、芦ノ牧ホーム、枝雪零苑、絆、会津敬愛苑、天生
有 料 老 人 ホ ム	プラセール日新、ツクイ・サンシャイン会津若松、健康倶楽部館ファンコート南
そ の 他	会津長寿園、ハーモニーあいづ、障がい者支援施設アガッセ

○下表に該当する障がい等の程度に当てはまり投票所に行くことができない場合

下表いずれかの「確認する書類」をお持ちで「障がい等の程度」に当てはまり、自書できる人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付申請及び投票用紙等の請求をすることにより、自宅での投票が可能です。**今回選挙の受付は、2月4日(水)までとなりますので、お早めに選挙管理委員会にお申し出ください。**

障がい等の程度 確認する書類	両下肢、 体 幹	移動機能	心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸	免 疫	肝 臓	注 意 点
身体障害者手帳	1級または 2級	1級または 2級	1級または 3級	1級～3級	1級～3級	障がいを重複して有する場合は、いずれか1つの障がいで、左の障がいの程度に該当する必要があります。
戦傷病者手帳	特別項症～ 第2項症		特別項症～ 第3項症		特別項症～ 第3項症	
介護保険被保険者証	要介護5					

また、自書が困難な人で、上の条件に当てはまり、さらに次のいずれかの条件に当てはまる場合、あらかじめ選挙管理委員会に申し出ることにより、代理記載人による投票（代筆）ができます。

確認する書類	障がい等の程度
身 体 障 害 者 手 帳	上肢または視覚の障がいの程度が1級
戦 傷 病 者 手 帳	上肢または視覚の障がいの程度が特別項症～第2項症

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日は**2月8日（日）**です

投票時間：午前7時から午後7時まで ※ただし、湊町、大戸町、北会津町、真宮新町、河東町の投票所は午後6時まで

○小選挙区選出議員選挙（あさぎ色の投票用紙）

※候補者1人の氏名を記入してください。

○比例代表選出議員選挙（ピンク色の投票用紙）

※政党等の名称を1つ記入してください。

○最高裁判所裁判官国民審査（うぐいす色の投票用紙）

※やめさせたいと思う裁判官には、その裁判官の記載欄に「×」を記入してください。やめさせなくてもよいと思う裁判官には、何も記入しないでください。「×」以外の表記は無効となります。

【このお知らせに関する問い合わせ先】

会津若松市選挙管理委員会事務局
 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 電話 39-1331 FAX39-1480

投票できる人

生年月日	平成20年2月9日までに生まれた人（2月9日誕生日の人まで）
会津若松市に住んでいる人	令和7年10月26日（転入届出日）までに本市に転入した人 ※10月27日（転入届出日）以降に転入した人は本市では投票できません。 ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の投票所での投票、または本市において不在者投票を行うことができます。 なお、不在者投票を行う場合、手続きが必要となりますので、前住所地の選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。
転出した人（右の要件を全て満たすことが必要） 詳しくは選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。	①本市の選挙人名簿に登録されている。または、転出まで3ヶ月以上本市に住んでいた。 ②令和7年10月27日以降に転出先市区町村に転入の届出をした。 ③投票する時点で本市から転出後4ヶ月を経過していない。 ※投票方法は本市投票所での投票または転出先市区町村での不在者投票となります。 【注意点】 ・9月28日から10月7日までの間に転出した人で、転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、転出した日から4ヶ月を経過する日までは、本市において期日前投票ができません。 ・10月26日までに転出先市区町村に転入し、当該市区町村の選挙人名簿に登録された人は、転出先の市区町村で選挙を行うこととなります。

○会津若松市に住民票の登録がされていても、実際には市外の市区町村に居住している場合（就学等）、本市の選挙人名簿には登録されず、投票ができません。

投票所入場券

各世帯へ郵送します。必ず開封し、名前、投票所、投票時間をご確認ください。

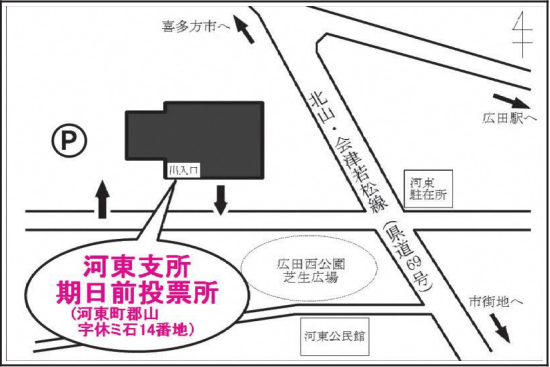
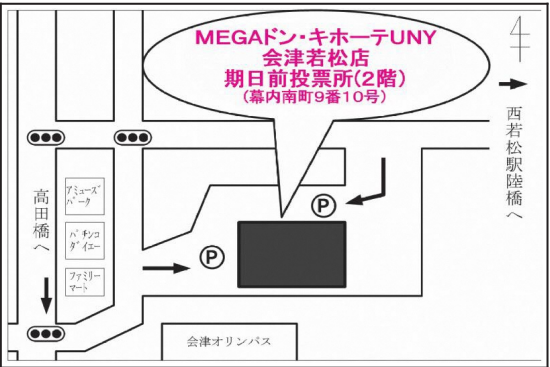
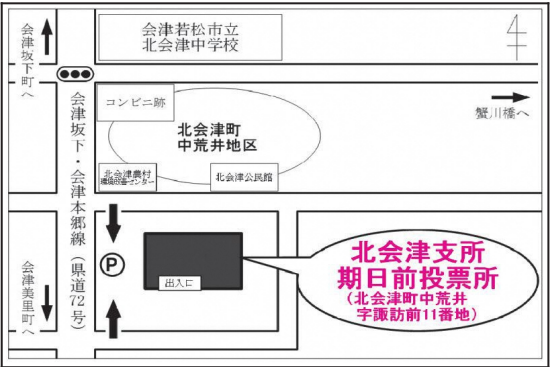
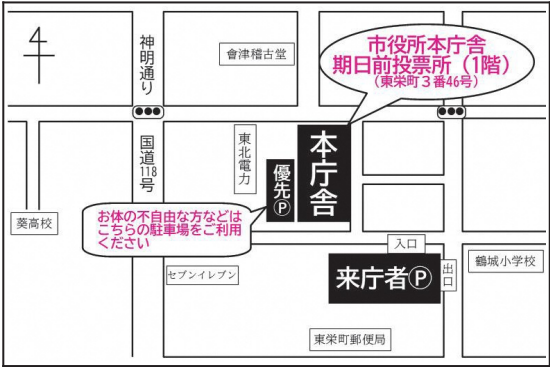
- 期日前投票開始日までに投票所入場券が届かない場合がありますが、投票所入場券がお手元にな
い場合でも、投票を行うことができますので、投票所係員にお申し出ください。選挙人名簿に登録さ
れているか確認後、投票となります。
- 入場券はがきの右下からはがすと、中に入場券が印字されています。一世帯6人分まで連記と
なっていますので、ご自身の入場券を切り離し、投票所へご持参ください。一世帯7人以上の
場合、はがきが2枚になります。
- 期日前投票にお越しになる場合は、折込の「宣誓書」に、ご自身の「氏名」、「生年月日」、
「現住所」を記入してご持参ください。
- 雨などで濡れた場合は、十分に乾かしてからはがしてください。
- 次の場合、入場券は不要となりますので、適切に処分をお願いします。
 - ・すでに投票が済んでいる。
 - ・立候補者数が定数内となり無投票となった。

期日前投票（入場券がお手元になくても投票できます。）

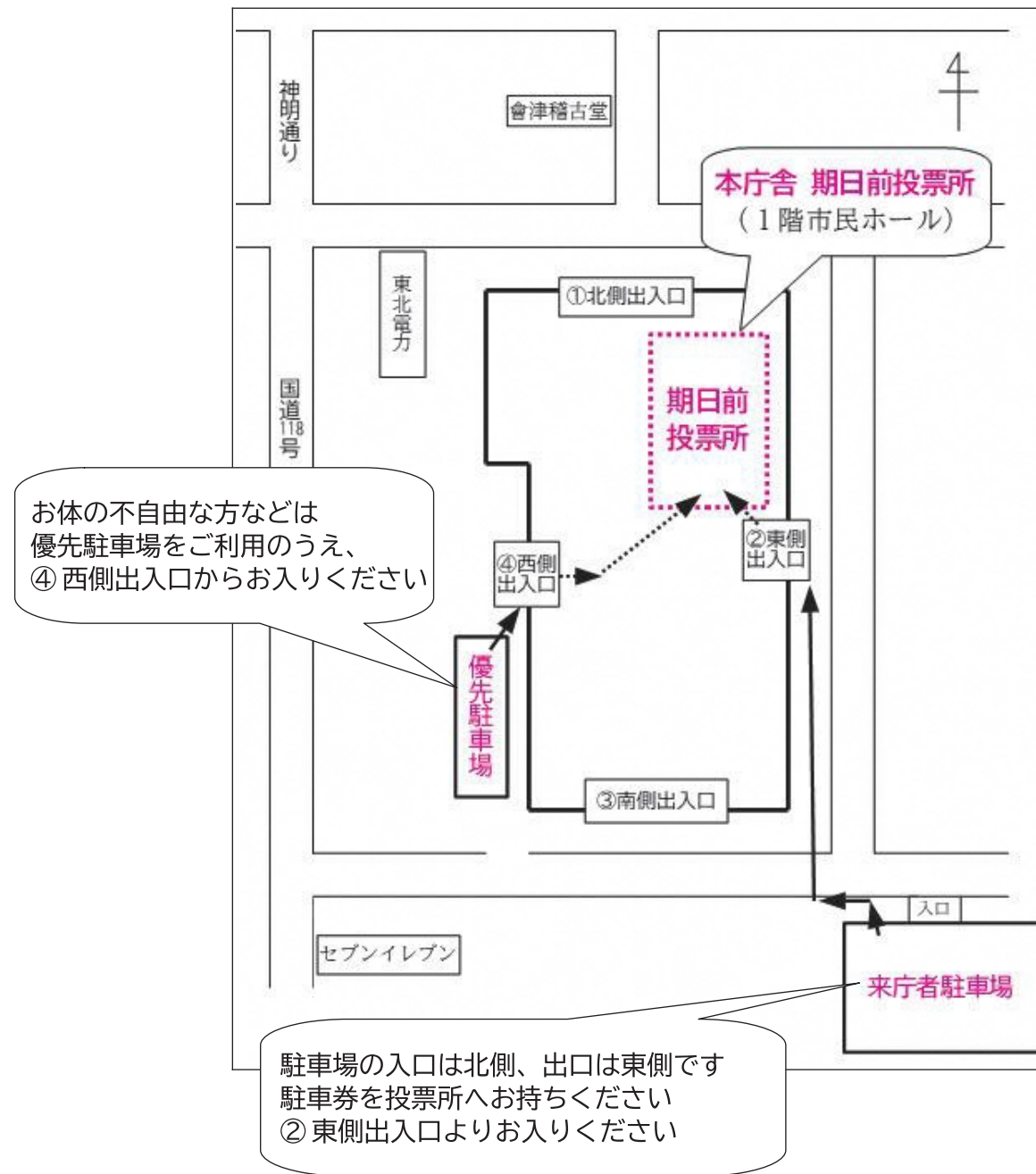
投票日に投票所に行けない場合、ご自分の住所に関わらず、下記投票所で事前に投票ができます。
※入場券が届いた人（投票当日までに18歳に達する人）でも、期日前投票所にお越しの際に18歳に達していない場合は、不在者投票による投票となります。

場所（下図をご参照ください）	設置期間 ・ 受付時間
市役所本庁舎（1階 市民ホール）	1月28日(水)～2月7日(土) 午前8時30分 ～ 午後8時 ※本庁舎の期日前投票は1月28日から始まりますが、 最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、2月1日（日）からになりますので、ご注意ください。
北会津支所・河東支所 大戸公民館・湊公民館	2月1日(日)～2月7日(土) 午前8時30分 ～ 午後7時
MEGAドン・キホーテUNY 会津若松店	2月1日(日)～2月7日(土) 午前8時30分 ～ 午後8時

期日前投票を利用される際には、**折込の宣誓書にあらかじめ記入してお持ちいただくと、投票にかかる時間が短く済みます**ので、ご活用ください。（期日前投票所にも用紙は備え付けてあります）



市役所本庁舎 期日前投票所案内図



お車でお越しの方へ～駐車場のご案内～

※本庁舎西側に、体の不自由な方などのための優先駐車場（20台）があります。こちらをご利用の場合は、④の西側出入口が便利です。

※本庁舎南側に、来庁者駐車場（100台）があります。駐車券が発券されますので、その駐車券を投票所へお持ちのうえ、無料の手続きを受けてください。②の東側出入口をご利用ください。

投票日当日（2月8日）の投票

- 投票日当日は、投票所入場券をご持参のうえ指定された投票所までお越しください。
投票所の場所については、投票所入場券はがきの中に地図が記載されていますので、必ずご確認ください。
- 1月20日以降(届出日)に市内間で住所を移した場合、以前の住所における指定された投票所で投票いただくこととなりますのでご注意ください。

代理投票

怪我や障がい、手の震えなどにより自ら投票用紙に記載できない方は、投票所の係員に申し出てください。係員が選挙人に代わって投票用紙に代筆し、投票の補助をします。親族など付き添いの方が代筆することはできませんのでご注意ください。

選挙公報

選挙に際して候補者等の政見及び候補者写真などを掲載したものです。

- 掲載は、小選挙区は福島県第3区、比例代表は東北選挙区となります。
- 公示日以降、投票日の2日前までに次の方法により配布、掲載いたします。

- ・新聞折り込み
- ・公共施設及び各金融機関の窓口、各種スーパー等に配置
- ・福島県選挙管理委員会ホームページに掲載（PDF版）
- ・直接配布・郵送
- ・音声版（デイジー版）

※直接配布、郵送、音声版をご希望の方は選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

開票速報

投票日の午後9時過ぎから市ホームページにおいてご覧いただけます。
（会津若松市の開票状況のうち、衆議院議員小選挙区選出議員のみ）

子どもと一緒に投票へ行こう

選挙人の同伴する子どもは投票所に入ることができます。一緒に投票所へお越しください。
※子どもを投票所へ同伴するときは次のルールがありますのでご注意ください。

- ・子どもは投票用紙への記載及び投票箱への投函はできません
- ・投票所内で投票について相談したり、大声で騒いだりさせない
- ・他の選挙人の投票をのぞき見させない
- ・投票所内を歩き回ったり、子どもだけとどまったりさせない

期日前投票を利用される場合、下記に記入してお持ちください。

期日前投票宣誓書（兼請求書）		令和8年月日 ※投票にきた日	
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		大正 昭和 平成	年 月 日
現住所	会津若松市 ※アパート・マンション名、部屋番号も記入してください		
※選挙人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合は記載してください） □会津若松市			

理 由	仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭等の用務に従事
	用事等のため、市外に外出・旅行・滞在
	病気・出産・負傷等により歩行が困難
	転出等により他の市町村に居住
天災・悪天候・感染症等への懸念	

私は令和8年2月8日執行の
衆議院福島県小選挙区選出議員選挙
衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

の当日、上記いずれかの理由に該当する見込みです。このことが、真実であることを誓い、期日前投票所において投票したいので、投票用紙等の交付を請求します。

【選挙管理委員会使用欄】※ここから下は記入しないでください。					
摘 要	□代理投票 補助者①	□点字投票	シタム 処理	小選挙区	比例代表
	補助者②		用紙交付	国民審査	区分 □1 □2

切り取り線

期日前投票を利用される場合、下記に記入してお持ちください。

期日前投票宣誓書（兼請求書）		令和8年月日 ※投票にきた日	
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		大正 昭和 平成	年 月 日
現住所	会津若松市 ※アパート・マンション名、部屋番号も記入してください		
※選挙人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合は記載してください） □会津若松市			

理 由	仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭等の用務に従事
	用事等のため、市外に外出・旅行・滞在
	病気・出産・負傷等により歩行が困難
	転出等により他の市町村に居住
天災・悪天候・感染症等への懸念	

私は令和8年2月8日執行の
衆議院福島県小選挙区選出議員選挙
衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

の当日、上記いずれかの理由に該当する見込みです。このことが、真実であることを誓い、期日前投票所において投票したいので、投票用紙等の交付を請求します。

【選挙管理委員会使用欄】※ここから下は記入しないでください。					
摘 要	□代理投票 補助者①	□点字投票	シタム 処理	小選挙区	比例代表
	補助者②		用紙交付	国民審査	区分 □1 □2

期日前投票を利用される場合、下記に記入してお持ちください。

期日前投票宣誓書（兼請求書）		令和8年月日 ※投票にきた日	
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		大正 昭和 平成	年 月 日
現住所	会津若松市 ※アパート・マンション名、部屋番号も記入してください		
※選挙人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合は記載してください） □会津若松市			

理 由	仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭等の用務に従事
	用事等のため、市外に外出・旅行・滞在
	病気・出産・負傷等により歩行が困難
	転出等により他の市町村に居住
天災・悪天候・感染症等への懸念	

私は令和8年2月8日執行の
衆議院福島県小選挙区選出議員選挙
衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

の当日、上記いずれかの理由に該当する見込みです。このことが、真実であることを誓い、期日前投票所において投票したいので、投票用紙等の交付を請求します。

【選挙管理委員会使用欄】※ここから下は記入しないでください。					
摘 要	□代理投票 補助者①	□点字投票	シタム 処理	小選挙区	比例代表
	補助者②		用紙交付	国民審査	区分 □1 □2

切り取り線

期日前投票を利用される場合、下記に記入してお持ちください。

期日前投票宣誓書（兼請求書）		令和8年月日 ※投票にきた日	
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		大正 昭和 平成	年 月 日
現住所	会津若松市 ※アパート・マンション名、部屋番号も記入してください		
※選挙人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合は記載してください） □会津若松市			

理 由	仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭等の用務に従事
	用事等のため、市外に外出・旅行・滞在
	病気・出産・負傷等により歩行が困難
	転出等により他の市町村に居住
天災・悪天候・感染症等への懸念	

私は令和8年2月8日執行の
衆議院福島県小選挙区選出議員選挙
衆議院東北選挙区比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

の当日、上記いずれかの理由に該当する見込みです。このことが、真実であることを誓い、期日前投票所において投票したいので、投票用紙等の交付を請求します。

【選挙管理委員会使用欄】※ここから下は記入しないでください。					
摘 要	□代理投票 補助者①	□点字投票	シタム 処理	小選挙区	比例代表
	補助者②		用紙交付	国民審査	区分 □1 □2